

現場説明書

工事名： R7 企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工に当たり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (2) 日本電機工業会規格（JEM）
ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。
- (3) その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|---------------------|-----------|------|
| (1) 図書類（展開接続図、施工図等） | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) 仮設機器及び材料の仕様 | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (3) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副各1部）を提出する。また、次に掲げる図書については、電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|------------------------------|----------------|----|
| (1) 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合） | 打合せ後7日以内 | 1部 |
| (2) 検査及び試験記録（速報） | 実施後7日以内 | 1部 |
| (3) 工事写真 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |
| (4) 完成図書 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |

ア 完成図面（展開接続図、施工図等）

イ 検査及び試験記録

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

- | | | |
|-------------------|--|------|
| (5) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |
|-------------------|--|------|

現場説明書

工事名： R7 企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

設計及び製作

1 一般事項

- (1) 仮設機器は、使用条件を満足し、かつ既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- (2) 仮設機器は、耐震性を考慮しなければならない。

2 機器の仕様

機器は、次の仕様を満足するものとする。

(1) 共通事項

ア 各機器は、個々に投入及び開放等が正常に動作するものとする。

(2) 機器の仕様

ア 高圧気中開閉器（屋外用） 1台

- (ア) 定格電圧：7.2kV
- (イ) 定格電流：200A以上
- (ウ) 周波数：60Hz
- (エ) 保護種別：方向性
- (オ) 相数：三相
- (カ) 内蔵機器：LA、VT
- (キ) 付属機器：SOG

イ 高圧キュービクル（屋外用） 1面

(ア) 内蔵機器

a 断路器 1台

- (a) 定格電圧：7.2kV
- (b) 定格電流：200A以上
- (c) 周波数：60Hz
- (d) 相数：三相

b 高圧真空遮断器 1台

- (a) 定格電圧：7.2kV
- (b) 定格電流：400A以上
- (c) 定格遮断電流：8.0kA以上
- (d) 周波数：60Hz
- (e) 相数：三相
- (f) 保護継電器：OCR、DGR
- (g) その他：ZPD、VT

(イ) 計測表示：交流電圧、交流電流（アナログ又はデジタル）

(ウ) VCT搭載スペース：あり

(エ) 盤構成：1面又は2面

(オ) 寸法：幅1,000×奥行2,500×高さ2,500mm程度（1面当たり）

現場説明書

工事名： R7 企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

現場工事

1 一般事項

- (1) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工要領等について監督員と協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、現場工事の施工に際し、十分な経験を有する技術員が適用規格等を遵守の上で施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- (3) 受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- (5) 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- (6) 現場工事に必要な測定及び調査は、全て受注者の責任において行い、その不良による手戻りが生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (7) 発注者の設備機器の運転、停止、開閉操作等は、発注者が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

なお、実施に係る詳細な日付は監督員との協議で決定するものとする。

- (1) 送配電事業者及び小売電気事業者へ仮設受電による系統連系等に係る届出に必要な書類を作成及び提出する。

なお、仮設機器による受電の開始が(5)に示す時期に滞りなくできるよう留意する必要がある。また、書類作成に当たり必要な既設機器の仕様等については発注者から提供するものとする。
- (2) 図面番号2に示す、仮設1・2号柱、仮設高圧キュービクル及び高圧気中開閉器の設置、配管及び配線を敷設し仮設機器等へ接続する。

なお、仮設高圧キュービクル及び高圧気中開閉器は賃貸するものとし、その期間は令和8年3月から1ヶ月を予定している。
- (3) A種接地工事を行った上で、高圧機器等を接地する。
- (4) 令和8年3月初旬までに機器の動作試験、保護機能試験及び絶縁耐力試験等を実施し、配電線から受電可能な状態とする。

なお、設備停止期間が令和8年3月16日から令和8年3月27日であるため、この期間までに仮設受電設備を設置し受電できるようにしなければならない。
- (5) 令和8年3月中旬に通常時受電系統から仮設受電へ切替を行う。
- (6) 令和8年3月下旬に仮設受電から通常時受電系統への切替を行う。
- (7) 図面番号2に示す、仮設1・2号柱、仮設高圧キュービクル、高圧気中開閉器、配管及び配線等を撤去する。

検査及び試験

1 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。

現場説明書

工事名： R7 企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 検査及び試験内容

- ア 員数検査
- イ 絶縁耐力試験
- ウ 保護装置試験
- エ 高圧機器の手動又は電動による投入、手動又は電動及び保護継電器動作による開放
- オ 接地抵抗測定
- カ その他監督員の指示する項目

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

工 程

1 他工事等との調整(対象 有)

- 1 本工事の施工に当たり、工事箇所を含む所内停電の設備停止期間は令和8年3月16日から令和8年3月27日となっている。このため、この期間までに仮設受電設備から受電できるようにしなければならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。また、予定工期内での施工が困難な場合にも、監督員と協議することができる。

2 施工の制限(対象 無)

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 無)

5 その他(対象 無)

用地関係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支障物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公害対策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安全対策

1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	8.5
------	-----

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

交通誘導警備員 B	8.5 (交替要員無し)
--------------	--------------

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

4 建設用防護管(対象 無)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	スクラップ(有価物)	木材	汚泥	その他
対象物	○	○			

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、最終処分を行うため産業廃棄物処分施設へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

	陶器屑	廃プラ類	その他
対象物	○	○	

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

- 4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7企総管 勝浦発電所 仮設受電設備設置工事

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

- 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)
- 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)
- 9 水抜孔(対象 無)
- 10 種子吹付(対象 無)
- 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)
- 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)
- 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)
- 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)
- 16 新技術の活用について(対象 無)
- 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)
- 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)
- 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>